

＜認知調停を申し立てる方へ＞

1 概要

法律上の婚姻関係にない父母から出生した子を父が認知しない場合、家庭裁判所の調停手続を利用して、父に対して認知を求める調停を申し立てることができます。

この調停において、申立人（あなた）と相手方との間で、子が父の子であるという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行ったうえで、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

認知がされると出生の時点にさかのぼって法律上の親子関係が生じます。なお、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子は、婚姻中の夫婦間の子（嫡出子）と推定され、仮に別の男性との間の子であっても出生届を提出すると夫婦の子として戸籍に入籍することになります。しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子であっても、夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母との性的交渉がなかった場合など、妻が夫の子を妊娠する可能性がないことが客観的に明白である場合には、夫の子と推定されないこととなりますので、そのような場合には、前の夫を相手方として親子関係不存在確認の調停を申し立てる方法もあります。

※ 婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができるとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

3 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・1,200円分
- ☐ 連絡用の郵便切手・・500円×4枚, 140円×1枚, 84円×10枚, 10円×10枚, 5円×2枚
合計3,090円分

4 申立てに必要な書類

- ☐ 申立書（裁判所用）＋申立書コピー（相手方用、申立人（あなた）用の控え）
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、申立書とともに相手方送付用のコピーを提出してください。申立人用の控えは、調停期日に持参してください。
- ☐ 連絡先等の届出書1通
 - 連絡先等について非開示を希望する場合には、「連絡先等の届出書」の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記載してください。
- ☐ 進行に関する照会回答書1通
- ☐ 申立人及び相手方の戸籍謄本（全部事項証明）各1通
- ☐ （離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合）
 - 子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通

→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。なお、申立て前に入手が不可能な戸籍謄本については申立て後に追加提出することでも差し支えありません。

5 調停手続で必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人（あなた）用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）。
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

* この提出方法は認知調停事件の取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

6 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、法律の定める閲覧・謄写の除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることになります。

7 調停の進め方

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。

